

「次世代につなぐ とやまっ子 みらいプラン」 ～みんなで創る 子どもの笑顔があふれる未来を～ R2年3月策定

《趣旨》

子育て支援・少子化対策の一層の推進を図るため、これまでの施策の推進状況や国の関係法令改正等を踏まえ、子育て支援・少子化対策条例に基づく基本計画を策定

《計画期間》 令和2年度～6年度(5年間)

《重点施策》

I 子育て家庭に対する支援の充実

- ・幼児教育の推進
- ・幼児教育・保育の従事者の確保と質の向上
- ・特別保育のさらなる充実
- ・放課後児童クラブの充実
- ・産後ケアの充実、産後うつ対策

II 働き方改革の推進

- ・生産性向上による長時間労働の是正と柔軟で多様な働き方の推進

III 女性活躍の推進と男性の家事・育児参画の促進

- ・女性活躍の推進
- ・男性の育児休業取得促進
- ・男性の家事・育児参画の促進

IV 結婚を希望する男女への支援

- ・とやまマリッジサポートセンター事業の推進
- ・企業等との連携による出会いの機会の創出
- ・市町村との連携

V 移住・UJターンの促進

- ・UJターン就職の促進
- ・移住・応援(関係人口)の拡大
- ・新しい働き方の環境整備の促進

VI 妊娠・出産・子育てにかかる経済的負担の軽減

- ・出産・保育・医療等にかかる経費の助成
- ・就学にかかる経費の助成
- ・住宅などにかかる経費の助成
- ・その他の助成

VII 結婚、妊娠、子ども・子育てに温かい社会づくり

- ・結婚、妊娠、子ども・子育てを社会全体で応援する気運の醸成
- ・児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応
- ・いじめ、不登校、ひきこもりの子どもに対する支援の整備・充実
- ・子どもの貧困対策
- ・障害や疾病のある子どもに対する支援体制の充実
- ・外国人の子どもや家庭への支援・配慮

《計画の性格・役割》

- 子育て支援・少子化対策条例に基づく計画であり、下記の性格も併せ持つ。
- ・次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画
 - ・子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業支援計画
 - ・子ども・若者育成支援推進法に基づく計画
 - ・子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく計画
 - ・母子保健計画策定指針に基づく計画

《基本方針・基本的施策》

I 家庭・地域における子育て支援

- 1 子育て家庭に対する支援
- 2 地域における子育て支援の促進
- 3 安心して子育てができる生活環境の整備
- 4 母と子の健康づくりへの支援

II 仕事と子育ての両立支援

- 1 働き方改革の推進
- 2 仕事と子育てを両立できる職場環境の整備
- 3 男性の家事・育児参画の促進
- 4 就業支援

III 子どもの健やかな成長の支援

- 1 子どもの権利の保障と最善の利益の尊重
- 2 子どもの健全な育成
- 3 生命を尊び家族を形成する心を育む環境づくりの推進
- 4 子どもの生きる力を育成する教育の推進

IV 次世代を担う若者への支援

- 1 結婚を希望する若者への支援
- 2 ライフプラン教育の推進
- 3 若者の就業支援
- 4 UJターン・移住・定住の促進

V 経済的負担の軽減

- 1 妊娠・出産・子育てにかかる経済的負担の軽減

VI 子育て支援の気運の醸成

- 1 子育て等に温かい社会づくり